

# 草の根・人間の安全保障無償資金協力 申請要領

2019年6月  
在グアテマラ日本大使館

## 1 重要事項

- (1) 近年は、教育分野(特に学校建設・改修)における支援を実施しています。
- (2) 大使館はIVA(消費税)を負担しません。
- (3) プロジェクト実施期間は、最大1年間です。
- (4) 個人、企業、政府機関、私立学校は申請者にはならず、すべての申請書類が整っていない場合は受付をしたことになりません。また、申請後は、いかなる変更についても直ちに大使館へ連絡しなければなりません。
- (5) 提出される書類については、大使館へ提出後はどのような請求があっても返却はしません。そのためオリジナルの書類を保存し、大使館へはコピーを提出するようお勧めします。
- (6) 大使館への申請額が300万円を超える場合は、外部会計監査を行う必要があります(大使館への申請額へ外部監査費を含めることは可能)。プロジェクト開始前に監査会社との契約をする必要があり、監査内容は以下の点を含める必要があります。
  - ① 財務記録(収入、直接経費、案件に係る運営関係経費等)
  - ② 事実関係(供与資機材の調達・納入状況、利用状況等)
  - ③ 案件サイトの視察(報告書に写真を添付)
- (7) 申請者は、プロジェクト完了を保証する保険に加入しなければなりません。

## 2 申請書類

- (1) 申請用紙(別紙1)
- (2) プロジェクト企画書(背景、現状、写真、地図、設計図、予算計画等)
- (3) 草の根費用対象(例えば、建設会社、監査会社等)の見積各々3社分(見積額、企業名、見積日が必要)
- (4) 法的代表命名を証明する書類
- (5) 支援実施先の土地登録および存在証明のための書類(例えば、電気・水道代の支払い領収書等)
- (6) 被供与団体によるコミットメント・レター(以下の内容を含む)
  - ・責任を持ってプロジェクトを完了させ、適切な維持・管理を行うこと
  - ・地元コミュニティが賛成・協力すること
  - ・物品供与の場合、当該物品の所属先を明示すること
  - ・IVA(消費税)を被供与団体が負担すること
  - ・いかなる追加経費が発生した場合でも、被供与団体が負担すること
- (7) 関係政府機関(学校建設であれば教育省)によるプロジェクト許可・支持レター
- (8) 関係地方自治体および COCODE のプロジェクト許可・支持レター

※なお、当草の根・人間の安全保障無償資金協力申請要領は事前予告なく変更される可能性があります。

## 3 問い合わせ先

在グアテマラ日本国大使館 開発協力班

Avenida Reforma 16-85, zona 10, Edificio Torre Internacional, Nivel 10, Ciudad de Guatemala

TEL: 2382-7300 FAX: 2382-7310 E-mail: [apc2@gt.mofa.go.jp](mailto:apc2@gt.mofa.go.jp)